

12

愛玩動物飼養管理士  
認定細則

## 12. 愛玩動物飼養管理士認定細則

(目 的)
第1条 この細則は、愛玩動物飼養管理士（以下「管理士」という。）認定規則（以下「認定規則」という。）第20条に基づき、管理士の教育・認定（養成）に関する具体的な事項を定める。
(認定委員会の開催)
第2条 認定規則第7条に定める認定委員会の開催は、原則として2カ月に1回とする。
(二級管理士の受講資格)
第3条 認定規則第10条第1項に定める二級管理士の受講資格は、原則として当該年度の4月1日に満18歳以上の者とする。ただし、学校単位での申込みを行った者で、高等学校等の教員から教育内容について、指導を受けることができる者の受講資格は、原則として当該年度の資格認定証の交付日後に初めて迎える4月1日に満18歳以上の者とすることができる。
(管理士の申込受付期間)
第4条 管理士教育課程は年度毎に1回募集し、その受講申込を受付ける期間は、原則として前年度2月の最終の平日から当該年度4月の最終の平日までとする。
(管理士の学習期間)
第5条 管理士の教育課程は原則として通信教育とし、その学習期間は、当該年度5月から12月までの8ヵ月間とする。
(管理士の教本)
第6条 認定規則第12条に定める管理士教本の内容は、それぞれ次の各号の通りとする。
(1) 二級管理士、準二級管理士
イ 愛玩動物飼養管理士の社会活動
ロ 動物愛護論Ⅰ
ハ 人と動物の関係学
ニ 動物関係法令概説
ホ 動物のからだの仕組みと働き
ヘ 動物の飼養管理
ト 動物のしつけ
(2) 一級管理士
イ 動物愛護論Ⅱ
ロ 動物関係法令
ハ 動物の行動と社会
ニ 犬と猫の栄養学
ホ 動物の遺伝と繁殖生理
ヘ 動物の疾病とその予防
ト 動物の飼養管理と公衆衛生

チ 自然と人間	
(管理士の課題報告問題)	
第7条 認定規則第12条に定める課題報告問題は、原則として各級の管理士教本から100問、解答はマーク原則として当該年度9月の最終の金曜日までの2週間とする。	
(管理士のスクーリング)	
第8条 認定規則第12条に定めるスクーリング(講習会)は、原則として当該年度7月から10月までの4ヵ月間に、あらかじめ開催日の5日前までに通知する場所で、同じく通知する日の午前10時15分から午後4時45分までの1日間開催し、その科目は、それぞれ次の各号の通りとする。	
(1) 二級管理士、準二級管理士	
イ 愛玩動物飼養管理士の社会活動	20分
ロ 動物愛護論Ⅰ・人と動物の関係学	50分
ハ 動物関係法令概説	80分
ニ 動物の飼養管理(総論、犬と猫の飼養管理)	60分
ホ 動物の飼養管理(その他哺乳類・鳥類・爬虫類の飼養管理)	50分
ヘ 動物のしつけ	50分
(2) 一級管理士	
イ 動物関係法令	60分
ロ 動物の行動と社会	60分
ハ 犬と猫の栄養学	60分
ニ 動物の疾病とその予防	80分
ホ 動物の飼養管理と公衆衛生	60分
(管理士の学科試験)	
第9条 認定規則第13条に定める学科試験は、原則として当該年度12月の第3日曜日(12月15日から12月21日までの日曜日)の午後2時30分から午後3時45分までの75分間とし、解答はマークシート形式で、出題範囲は各級それぞれ次の各号の通りとする。	
(1) 二級管理士	
イ 愛玩動物飼養管理士の社会活動	
ロ 動物愛護論Ⅰ	
ハ 人と動物の関係学	
ニ 動物関係法令概説	
ホ 動物のからだの仕組みと働き	
ヘ 動物の飼養管理	
ト 動物のしつけ	
(2) 準二級管理士	
イ 愛玩動物飼養管理士の社会活動	

ロ	動物愛護論Ⅰ
ハ	人と動物の関係学
ニ	動物関係法令概説
ホ	動物の飼養管理
(3)	一級管理士
イ	動物愛護論Ⅱ
ロ	動物関係法令
ハ	動物の行動と社会
ニ	犬と猫の栄養学
ホ	動物の遺伝と繁殖生理
ヘ	動物の疾病とその予防
ト	動物の飼養管理と公衆衛生
チ	自然と人間
(管理士の受講料、受験料及び認定登録料)	
第10条 認定規則第18条に定める経費の額は、管理士教本、課題報告問題、課題報告問題解答の採点、課題報告問題の解答集、スクーリング（講習会）の受講を含む受講料、認定試験問題、認定試験の合否判定を含む受験料及び各級管理士名簿の登録、資格認定証の交付を含む認定登録料を、各級それぞれ次の各号の通りとし、受講料と受験料は申込時に、認定登録料は認定試験合格通知に定める期日までに、何れも一括で郵便振替で支払うものとし、これを分納することができない。	
(1)	二級管理士
イ	受講料 23,000 円
ロ	受験料 5,000 円
ハ	認定登録料 5,000 円
(2)	準二級管理士
イ	受講料 13,000 円
ロ	受験料 5,000 円
ハ	認定登録料 3,000 円
(3)	一級管理士
イ	受講料 25,000 円
ロ	受験料 5,000 円
ハ	認定登録料 20,000 円
(抛出金品の不返還)	
第11条 原則として既納の受講料、受験料、認定登録料及びその他の抛出金品は、返還しない。	
(資格認定証の記載事項)	
第12条 認定規則第14条第3項に定める資格認定証の記載事項は次の各号の通りとする。	
(1)	氏名
(2)	認定登録番号

(3) 交付日（資格認定証の効力発生日）
(資格認定証の書換)
第 13 条 管理士は、前条第 1 号の記載事項に変更を生じたときは、認定規則第 17 条による届出の他に資格認定証を添え、会長に提出しなければならない。
2 前項の申請書を受理したときは、会長は、資格認定証を書き換えて交付する。
(変更届)
第 14 条 認定規則第 17 条に定める届出の事項は次の各号の通りとする。
(1) 氏名
(2) 登録されている氏名（旧氏名）
(3) 住所
(4) 登録されている住所（旧住所）
(5) 電話番号
(6) 登録されている電話番号（旧電話番号）
(7) 認定登録番号（本人確認用）
(8) 生年月日（本人確認用）
(死亡等の届出)
第 15 条 管理士は本人が失踪の宣告を受け、又は死亡したときに、戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 87 条又は同法第 94 条において準用する同法第 63 条の規定による届出義務者が、その日から 30 日以内に資格認定証を添えてその旨を会長に届け出るよう、あらかじめ依頼しなければならない。
(管理士名簿の抹消)
第 16 条 前条の届出があったとき、又は認定規則第 16 条の規定により資格の取消をしたときは、会長は、その事由及び年月日を記載してその者の登録事項を抹消する。
(資格認定証の再交付)
第 17 条 管理士が資格認定証を亡失し、又はき損したときは、管理士は、申請書その日から 30 日以内に会長に提出（き損の場合にあってはその資格認定証を添付すること。）しなければならない。
2 前項の申請があったときは、会長は、資格認定証を再交付する。
3 第 1 項の申請をした後又は前項の規定により再交付を受けた後、亡失した資格認定証を発見したときは、管理士は、その日から 10 日以内にこれを会長に提出しなければならない。
(資格認定証の返納)
第 18 条 資格の取消処分を受けた者は、その通知を受けた日から 10 日以内に資格認定証を会長に返納しなければならない。
2 資格の停止処分を受けた者は、その通知を受けた日から 10 日以内に資格認定証を会長に提出しなければならない。
3 前項の場合には、会長は、資格の停止期間満了の後ただちに資格認定証を当該管理士に返還する。
(書類の保管)
第 19 条 書類の保管期間は次の各号の通りとする。

(1) 管理士名簿	終身
(2) 認定試験合格者名簿	10年
(3) その他の書類	1～3年
(改 廃)	
第20条 この細則の改廃は、理事会の議決によって行う。	
付 則	
1. この細則は、平成23年11月1日から施行する。	